伯耆町平成２６年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

１　財政健全化法の概要について

平成１９年６月に、『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』が公布され、地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。

各地方公共団体は、健全化判断比率等により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の３つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。

２　健全化判断比率について

（１）各比率　　（単位：％）

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
平成２６年度 （対前年度）	－	－	10.8 （▲ 1.1）	0.7 （▲ 20.8）
平成２５年度	－	－	11.9	21.5
平成２４年度	－	－	13.2	38.4
平成２３年度	－	－	14.6	51.9
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

（２）各比率の説明

①実質赤字比率【赤字額なし】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

平成26年度においては、赤字は生じておらず、実質赤字比率の該当はない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率【赤字額なし】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

平成26年度においては、赤字は生じておらず、連結実質赤字比率の該当はない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率　【10.8%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。

平成26年度の実質公債費比率は、過去に行った繰上償還の影響により元利償還金が減少し、また算定式の分母である標準財政規模が普通交付税等影響により増収となったことから、前年度に比べて1.1%減少し10.8%となった。（単年度11.2%）

しかし、H25類似団体平均（10.1%）に比べて、依然として高い比率であるため、今後も新規発債の抑制や交付税措置のある有利な地方債の活用のほか、繰上償還等により適正な公債費管理を行う必要がある。

実質公債費比率＝	（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）
	標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

④将来負担比率　【0.7%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

平成26年度においては、過去に行った繰上償還等による地方債残高の減少（前年度比△666,759千円）、公営企業債等繰入見込額の減少（前年度比△136,050千円）により将来負担額が大幅に減少（△935,081千円）した。

また、算定の分母である算入公債費等の額について、交付税措置のある有利な起債を活用したことによる効果で増加（＋98,833千円）したこともあり、前年度に比べ△20.8となり0.7%となった。

将来負担比率＝	将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）
	標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

3　各公営企業の資金不足比率について

（１）資金不足比率　　（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
簡易水道事業特別会計	－	
丸山地区専用水道事業特別会計	－	
小野地区専用水道事業特別会計	－	
農業集落排水事業特別会計	－	
小規模集合排水事業特別会計	－	
公共下水道事業特別会計	－	
浄化槽整備事業特別会計	－	
索道事業特別会計	－	

（２）各比率の説明

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

平成26年度においては、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率の該当はない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$